

上 野 村 漁 業 協 同 組 合 遊 漁 規 則
(共第 6 号第五種共同漁業権)

(目 的)

第一条 この規則は、上野村漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第 6 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、ウグイ、カジカ、ウナギ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間 1 日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間 1 日の遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、期間 1 年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水 産 動 物	期 間
ア ュ	漁具漁法別に組合が定める日時から 9 月 3 0 日まで
ヤ マ メ	3 月 1 日から 9 月 2 0 日まで。
サクラマス (降海した後にさく河したものに限る。以下同じ)	3 月 1 日から 9 月 2 0 日まで。
イ ワ ナ	3 月 1 日から 9 月 2 0 日まで。
マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ。)	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで。

ウ グ イ	3月1日から翌年1月31日まで (ただし、産卵中のものは除き、竿釣りの期間は9月2
カ ジ カ	7月1日から9月20日まで。 ただし、産卵中のものは除く。
ウ ナ ギ	7月1日から9月20日まで。

- 2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	1人につき1本以下
引 掛	1人につき1本以下
す く い 網	1人につき1統以下・網口径45cm以下
投 網	1人につき1統以下・やす、引掛漁法との併用は不可 網目は15cmにつき10節以下
や す	1人につき1本以下
置き針(シテ針)	1人につき5本以下

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア漁具漁法	イ水産動物	ウ区 域	エ期 間
毛針釣 (ドブ釣) コロガシ	全 魚 種	漁場全域	1月1日から12月31日まで
すくい網	全 魚 種	漁場全域	増水、濁水時
引 掛 投 網	ヤマメ イワナ サクラマス	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
	アユ ウナギ カジカ ウグイ	・ 下記の水域を除く漁場 全域	1月1日から第三条1項の 組合が定める日時まで 9月21日から 12月31日まで
		・ 神流川の各支流の最初 の堰堤から上流 ・ 第五条第2項に定めた 区域 ・ 弁天橋から上流	1月1日から 12月31日まで
や す	ヤマメ イワナ サクラマス	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
	アユ ウナギ カジカ	・ 下記の水域を除く漁場 全域	1月1日から第三条1項の 組合が定める日時まで 9月21日から 12月31日まで
		・ 神流川の各支流の最初 の堰堤から上流 ・ 第五条第2項に定めた 区域 ・ 弁天橋から上流	1月1日から 12月31日まで
	ウグイ	・ 下記の水域を除く漁場 全域	2月1日から 11月30日まで
		・ 神流川の各支流の最初 の堰堤から上流 ・ 第五条第2項に定めた 区域 ・ 坂下堰堤から上流	1月1日から 12月31日まで

ア 漁具・漁法	イ 水産動物	ウ 区 域	エ 期 間
置き針 (シテ針)	全 魚 種	・ 神流川の各支流の最初の堰堤より上流 ・ 第五条第2項に定めた区域 ・ 坂下堰堤より上流	1月1日から 12月31日まで
餌釣り シングルフック(かえしのないもので1本のみ)以外を使用した竿釣り	全 魚 種	・ 第五条第2項に定めた区域のうち川和橋上流から乙母橋下流までの神流川 ・ 向屋地先の組合指定ヶ所から蛇木堰堤までの神流川 ・ 要橋下流端から神流川合流までの野栗沢	1月1日から 12月31日まで
アクアラング使用漁法	全 魚 種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
撒き餌を使用した漁法	全 魚 種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで

- 3 前各項の制限の他、組合は漁具・漁法・区域期間を定め遊漁を制限することがある。
- 4 第二項の組合が定める日、及び前項の制限は組合の掲示場に掲示する他、組合広報に掲載して公表するものとする。
- 5 夜網、夜釣り等夜間における漁は全面的に禁止する。
- 6 前項における夜間とは次の時間帯以外の時間を総称する。
但し四条2項における置き針(シテ針)漁は、除く。
 - ・ 3月 6～18時
 - ・ 4～9月 5～19時

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
東京電力の神流川発電所下部ダム洪水吐減勢工から下部ダム水廻し水路取水ダム（下部ダム調整池内の全域		1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
上野村大字川和滝の沢の全区域		
スゲノ沢駐車場から上流の御巢鷹の尾根に至る支流		
住居附沢川	神流川合流点から第 1 堰堤まで	
	鏡の沢全区域	
	住居附沢川砂防ダムから上流	
やまびこ荘付近指定区域のみぜ堰堤（塩ノ沢第 1 号堰堤）から大栃橋までの塩ノ沢		
野栗沢支流所の沢全域		
各堰堤魚道内		
上野村大字新羽蛇木堰堤上流		1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで。 ただし、カジカに限る

2 前項の規定にかかわらず次表の左欄に掲げる区域についてはアユを除く魚種について右欄の期間中遊漁をしてはならない。

ただし、第二条に定める遊漁の承認を受けた者が当該区域において組合が別に定める方法により再放流を前提に採捕する場合はこの限りでない。

区 域	期 間
・川和橋上流から乙母橋下流までの神流川 ・向屋地先の組合指定ヶ所から蛇木堰堤までの神流川 ・要橋下流端から神流川合流までの野栗沢	1月1日から 12月31日まで

・坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁 天橋上流の組合指定地点までの間	6月1日から 9月20日まで
--------------------------------------	-------------------

- 3 組合が別に定める方法は組合の掲示場に掲示する他、組合広報等に掲載して周知するものとする。
- 4 キャッチ・アンド・リリース区間における前項の規定はアユ漁を除き、次の通りとする。
- ・釣り上げた魚は、速やかに再放流すること。
 - ・釣り針は、シングルフック、カエシのない針とする。
 - ・入漁する際は、ビクその他、魚を取容できるものの持ち込みを禁止する。
 - ・他区間からの魚の持ち込みを禁止する。

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水 産 動 物	全 長
ヤ マ メ	15cm 以下
イ ワ ナ	15cm 以下
マ ス	15cm 以下
サ ク ラ マ ス	15cm 以下
ウ グ イ	8cm 以下
ウ ナ ギ	30cm 以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	採捕尾数制限
ヤ マ メ サ ク ラ マ ス イ ワ ナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種は2,500円、アユを除く魚種は2,000円、投網は3,000円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全 魚 種	徒手採捕 竿 釣 すくい網 引掛・やす 置 き 針	1 日	2,500円
		1 年	11,000円
	同 上 投 網	1 日	3,000円
		1 年	14,000円
アユを除く魚種	竿 釣	1 日	2,000円
		1 年	11,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	アユを除く魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1 年	300円
身体障害者手帳を有する者	全 魚 種	徒手採捕 手 釣 竿 釣 すくい網	前項の規定より期間1日は500円、期間1年は3,000円をそれぞれ減じた額とする。	

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場)

第八条 組合は9月21日から2月末日までの期間内において組合が別に定める期間、次の区域を特設釣り場と定め、その区域にニジマスの放流を行うものとする。

区 域	坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合指定地点までの間
-----	---------------------------------

- 2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁 法	区 分	料 金	現場加算	魚 種
竿釣り (1人につき1本) 毛ばり釣り フライ釣り ルアー釣り	小学生	無料	0 円	ニジマス
	中学生	3 0 0 円		
	券 (女性)	1, 5 0 0 円		
	上野村漁業協同組合が発行する期間1年の遊漁証保有者	1, 5 0 0 円		
	女性 (女性)	1, 0 0 0 円		
	上記以外の者	1, 0 0 0 円		

- 3 第1項の期間及び区域で遊漁しようとする者は、1日20尾を超えてニジマスを採捕してはならない。
- 4 前各号の制限のほか、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間、入漁条件を定め、特設釣り場を管理するものとする。この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

第八条の二 組合は3月1日から9月20日までの期間内において、次の区間を特設釣り場とする。

区 域	・東京電力の神流川発電所下部ダム減勢工から大神楽橋までの神流川及びその支流 ・中ノ沢第1号堰堤・日向沢第1号コンクリート堰堤から中ノ沢第1堰堤までの支流
-----	---

- 2 前項の期間及び区域で遊漁しようとする者は、第7条各項の規定にかかわらず次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁 法	入漁時間	区 分	料 金	現場加算	魚 種
毛ばり釣り フライ釣り	午前9時から 午後5時まで	小学生以下	無 料	0 円	ヤマメ サクラマス イワナ
		中学生	3 0 0 円		
		日券（女性）	3, 0 0 0 円		
		上野村漁協が 発行する期間 1年の遊漁証 保有者	2, 5 0 0 円		
		同上（女性）	2, 0 0 0 円		
		上記以外の者	3, 5 0 0 円		

- 3 第1項の区域において、遊漁をする場合には組合が別に定める方法により再放流しなければならない。
- 4 前各号の制限のほか、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間、入漁条件を定め、特設釣り場を管理するものとする。この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

第八条の三 組合は3月1日から5月末日までの期間内において組合が定める期間、次の区間を特設釣り場とする。

区 域	坂下堰堤、黒川堰堤より下流から弁天橋上流の組合指定地点までの間
-----	---------------------------------

- 2 前項の期間及び区域で遊漁しようとする者は、第七条各項の規定にかかわらず次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁 法	入漁時間	区 分	料 金	現場加算	魚 種
毛バリ釣り フライ釣り ルアー釣り	午前9時から 午後5時まで	小学生以下	無 料	0 円	ヤマメ サクラマス イワナ
		中学生	3 0 0 円		
		日券（女性）	3 , 0 0 0 円		
		上野村漁協が 発行する期間 1年の遊漁証 保有者	2 , 5 0 0 円		
		同上（女性）	2 , 0 0 0 円		
		上記以外の者	3 , 5 0 0 円		

- 3 第1項の区域において、遊漁をする場合には組合が別に定める方法により再放流しなければならない。
- 4 前各号の制限のほか、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間、入漁条件を定め、特設釣り場を管理するものとする。この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。
- 3 寒バヨ突き及び引っ掛けに関する遊漁承認証は、組合に申請したものについてのみ別途それぞれ専用の承認証を発行する。
- 4 前各号の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間、入漁条件を定め、特設釣り場を管理するものとする。この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の底を撓はんしてはならない。

（漁場監視員）

第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する監視員ベスト又は腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○令和4年2月14日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-2号

◆◆◆ 注 意 事 項 ◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆ 注 意 事 項 ◆◆◆

別 表 遊漁証取扱所

	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
1	上野村漁協	上野村大字檜原 3 1 6 - 1	0274-59-3155	事務局
2	松元平吉	上野村大字乙母 8 4	0274-59-2057	
3	今井良明	上野村大字乙母 1 6 8	0274-59-2426	
4	黒沢二三男	上野村大字川和 1 0 7	0274-59-2412	
5	黒沢昭司	上野村大字川和 1 3 6	0274-59-2379	
6	三木将夫	上野村大字勝山 2 4	0274-59-2537	
7	土屋太一郎	上野村大字勝山 2 6 6	0274-59-2339	
8	今井俊行	上野村大字勝山 6 6 2	0274-59-2840	
9	泉壮一郎	上野村大字新羽 4 6 1	0274-59-2506	
10	黒沢 実	上野村大字新羽 9 4 7	0274-59-2458	
11	黒沢 悟	上野村大字野栗沢 3 0 0	0274-59-2446	
12	黒沢武久	上野村大字野栗沢 乙 5 0 6	0274-59-2161	
13	黒沢正人	上野村大字乙父 7 3 9	0274-59-2635	
14	土屋武久	上野村大字乙父 1 4 2	0274-59-2565	
15	神田 学	上野村大字檜原 1 8 7	0274-59-2722	
16	神田辰男	上野村大字檜原 1 8 1	0274-59-2556	
17	今井正利	上野村大字檜原 7 8 2	0274-59-2756	
18	姉崎重尾	上野村大字檜原 3 1 0 0	0274-59-2750	
19	中村 悟	上野村大字檜原 3 1 1 4	0274-59-2902	
20	堀川博明	上野村大字檜原 1 6 2 8	0274-59-2812	
21	浅川康時	上野村大字乙父 9 1 7	0274-59-2626	
22	今井信夫	上野村大字乙父 1 0 0 6	0274-59-2671	
23	浅川一夫	上野村大字檜原 3 4 8 9	0274-59-2966	

N0	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
24	堀川 守	上野村大字檜原 3 4 8 9	0274-59-2831	
25	中沢正芳	上野村大字乙父 3 2 6 - 2	0274-59-2434	
26	今井 昭	上野村大字乙母 8 9	0274-59-2109	
27	新月堂 (草間君子)	上野村大字乙母 1 0 7	0274-59-2006	
28	黒沢典久	上野村大字勝山 2 0 7	0274-59-2128	
29	かねと商店	上野村大字勝山 2 7 4	0274-59-2024	
30	琴平センター	上野村大字勝山 1 1 8	0274-59-2665	
31	ヴィラせせらぎ	上野村大字勝山 6 8 4 - 1	0274-59-2585	
32	福田屋商店	上野村大字新羽 5 5 - 1	0274-59-3037	
33	山口将夫	上野村大字新羽 5 0	0274-59-2030	
34	桜井商店	上野村大字新羽 1 0 1 3	0274-59-2026	
35	小須田守	上野村大字乙父 1 2 4	0274-59-2567	
36	高野らく	上野村大字乙父 5 9 9 - 2	0274-59-2620	
37	片山洋品店	上野村大字乙父 6 0 5	0274-59-2611	
38	中村 悟	上野村大字檜原 3 1 1 4	0274-59-2902	
39	堀川博明	上野村大字檜原 1 6 2 8	0274-59-2812	
40	今井光商店	上野村大字乙父 5 9 6	0274-59-2619	
41	J A マート	上野村大字乙父 9 1 8	0274-59-2477	
42	中沢袈裟一	上野村大字乙父 7 8 6	0274-59-2916	
43	松川屋旅館	上野村大字檜原 1 9 7	0274-59-2063	
44	片山商店	上野村大字檜原 1 5 1 2	0274-59-2936	
45	やまびこ荘	上野村大字檜原 8 8 8	0274-59-2027	

N0	名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
46	清流荘 (飯出吾郎)	上野村大字檜原 1 8 6 4	0274-59-2957	
47	橋本民宿 (久保誠一)	上野村大字檜原 3 4 8 5	0274-59-2830	
48	岩西屋 (仲沢次郎)	上野村大字檜原 2 0 6 1	0274-59-2839	
49	山口徳男	神流町尾附 1 0 8	0274-58-2916	
50	ゆうわ釣具店	藤岡市藤岡 7 4 0 - 1	0274-59-3993	
51	セブンイレブン 鬼石町店	藤岡市鬼石 6 3 4 - 4	0274-52-6707	
52	パイオニア商会	富岡市七日市 9 1 0 - 1	0274-63-5370	